

藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正について
藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 13 当分の間，別表第7の規定にかかわらず，その特別の考慮の必要性が高いものとして市長が規則で定める場合に係る感染症業務手当の額は1勤務につき3,000円と，その特別の考慮の必要性が特に高いものとして市長が規則で定める場合に係る感染症業務手当の額は1勤務につき4,000円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行し，令和2年2月1日から適用する。
（感染症業務手当の内払）
- 2 改正後の藤沢市一般職員の給与に関する条例附則第13項の規定を適用する場合においては，改正前の藤沢市一般職員の給与に関する条例第10条の規定に基づいて支給された感染症業務手当は，同項の規定による感染症業務手当の内払とみなす。

提案理由

この条例を提出したのは、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、感染のリスク等極めて厳しい勤務環境において業務に従事した場合における感染症業務手当の額の特例を定める必要による。